

## 二種類の『樺太土人旧慣調書』について

田村 将人

キーワード：サハリン先住民、樺太アイヌ、植民地、慣習法

### 1. はじめに

本編では、サハリン先住民の慣習法に関する、筑波大学附属図書館と早稲田大学中央図書館の両館に所蔵される同名の資料の概要および成立背景と、おもに両資料に共通する部分を活字化し紹介する。また、日本帝国の植民地行政機関である樺太庁（1907～1945年）の統治下におけるサハリン先住民の法的な位置づけと、同時代の北海道アイヌとは異なり、その慣習法が有効であったことを確認する。

なお、「樺太土人」とは植民地・樺太に居住したサハリン先住民を指しており、(1) 樺太アイヌ、(2) ギリヤーク→ニクブン（現在のニヴフ。なお、→は1921年9月樺太庁による民族呼称の変更を示す。以下、同じ)、(3) オロチョン→オロッコ（ウイルタ）、(4) トングース→キーリン（エウェンキ）、(5) サンダー（ウリチ？）、(6) ヨシコ→ヤクーツ（サハ）の6集団を認識していた。本編で紹介する『樺太土人旧慣調書』では、一部にニヴフ、ウイルタの慣習法も収録されているが、大部分は樺太アイヌに関するものである。また、現在でも「土人」の語にともなう差別意識は強いが、本編ではその差別をも含む歴史を考えるための材料として、あえて資料紹介を行うものである。

同名の両資料だが、全く同一のものではなく、印刷法や一部内容を異にすることから、別々に作成されたものであることは明らかである。いずれか一方が原本で、もう一方が写本という関係であるかどうかも不明である。この資料は、両館ともホームページで公開している蔵書検索で検索でき、請求が可能であるが、使用にあたっては両館の利用規則に従っていただきたい。

### 2. 資料の概要

本編では、両館が所蔵する『樺太土人旧慣調書』の概要を把握し、作成された経緯の一端を考察する。また、両資料に認められる異同を比較するため、参考までにその内容を箇条書きで示す（表1）。表および本編では、おもな項目に【筑2】や【早3】のように便宜的に番号を付した。

筑波大学附属図書館所蔵の『樺太土人旧慣調書』（分類番号 ム 210-211。以下、筑波版とする）は、謄写版印刷で、発行年、発行者を明らかにする奥付はないが、【筑1】「樺太土人旧慣<sup>〔ママ〕</sup>ニ就テ」として「昭和二年一月 樺太地方裁判所検事正香取久吉」による巻頭言があり、成立年代にヒントを与えており。また、【筑5】の各種統計はすべて1908～1925（明治41～大正14）年のものである。1907年4月に樺太庁が設置されているため、その翌年以降の統計ということになる。

一方、早稲田大学中央図書館所蔵の『樺太土人旧慣調書』（請求記号 ワ 03 06657。以下、早稲田版とする）は、野紙にタイプ打ちされている。同じく奥付を欠いているが、筑波版にある巻頭言もない。「早稲田大学図書館／昭和31.2.1 購入／蔵書」の受け入れを示す印はあるが、日本帝国が植民地・樺太を放棄し、すでに樺太アイヌを含む「日本人」の引揚げが事実上完了した後の印であり、資料成

立の下限年代としてはあまり参考にならない。【早4】「土人ニ関スル裁判例」は、「处分年月日」1908（明治41）年7月10日～1920（大正9）年11月29日までの16件が掲載されている。また、【早6】「土人ニ関スル検事□起訴処分例要覧」は、「处分年月日」1908（明治41）年3月27日～1920（大正9）年7月10日までの21件。なお、【早4～5】は罪名や被告人氏名などが特定されることから、プライベートな情報の慎重な取扱いが要求される。

さて、筑波版と早稲田版には誤字脱字、使用する漢字や送り仮名の違いなどはあるものの、同一の内容と考えて良い部分が存在する（【筑2～4】と【早1～3】）。本編では、この部分を含む【筑1～4】を掲載した。「権太旧慣ニ関スル法令及回答」（【筑2】、【早1】）には『権太土人旧慣調書』が編まれたことの背景が述べられているが、これについては後述する。なお、紙幅の都合から【筑3】および【早2】中の「第一、土人部落及戸口調」は省略するが、1925（大正14）年12月末調査によるもので、『権太府治一斑 第18回』（権太府、1926年）に掲載されたサハリン先住民の人口統計と同一である（なお、一部の地名表記に違いがあり、また複数の字名をまとめて掲載している部分もあるが戸口に違いはない）。

成立年代の上限を考えるとき、早稲田版に関しては、1925年末の戸口調査がまとめられたのが翌年だと考えると早くても1926年となる。一方、筑波版には1927年1月付けの巻頭言がある。いずれにしても、1926～27年頃に両資料に共通する部分が成立した可能性が高い。また、早稲田版に掲載されている裁判例などは1920年以前のものであり、その後サハリン先住民に対する裁判が行われなかつたとも考えられず、様ざまな資料の寄せ集めで構成されている可能性も高い。

また、『権太土人旧慣調書』の作成者について、筑波版の巻頭言にある権太地方裁判所が大きな鍵を握っており、早稲田版にしかない裁判例【早4～5】などもそれを裏付けると考える。

### 3. 『権太土人旧慣調書』の成立の背景

さて、これまで論じられることがほとんどなかつたが、植民地・権太では先住民の慣習法が公的に有効であった。つまり、権太アイヌの復帰グループ（1875年北海道への移住を経験しサハリンに帰還した権太アイヌ）を除くと、大部分のサハリン先住民が日本の戸籍に編入されておらず、基本的には民法や刑法などを適用できないとされていたからである。この点において、同時代の北海道アイヌとは、日本帝国における住民としての位置づけが大きく異なる。

法制上〈外地〉であり、植民地・権太において、権太府とサハリン先住民（「土人」）の関係が裏付けられた法令を確認する。なお、法制上〈内地〉であった北海道に施行された「北海道旧土人保護法」は、植民地・権太に施行されなかつた。権太府が成立した1907年4月1日に公布された法律では、先住民に関することは勅令によって特別な規定を設けることができるとされている。

法律ノ全部又ハ一部ヲ権太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ  
関シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

一 土人ニ関スルコト

「権太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（明治 40 年 3 月 29 日法律第 25 号）より抜粋  
勅令によるものではないが、権太庁は「土人漁場」という制度を設け先住民に関するいくつかの施策を行った。農業の促進も積極的におこなわれたが、河川での先住民によるサケマス漁撈は認められ、沿岸には「土人漁場」という名目の定置漁場のほか、低価格で各権太アイヌ村落に賃借された定置漁場があった。権太庁が具体的に行った先住民政策には次の点が挙げられる。(1) 宅地、住宅を付与し、「土人教育所」を設置した保護村落の造成、つまり集団移住である。これは、(2) 先住民政策の財源となる「土人漁場」（定置漁場）の位置と関係していた。(3) その他、社会事業など。(1) の集住は、1907~08 年ころに西海岸に 4 カ所、1912~1921 年の間に東海岸に 4 カ所と約 14 年間をかけて完成している。一方で、保護村落がつくられなかった地域も存在した<sup>1</sup>。

「権太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」とほぼ同時に施行された次の勅令では、基本的には先住民の間で起こった民事、刑事事件は、裁判所によって慣習法で処理されるとしている。

第二条 権太ニ於ケル土人ノ外ニ関係者ナキ民事ニ関スル事項及土人ノミニ対スル刑事ニ関スル事項ハ從来ノ慣例ニ依ル

前項ニ関スル訴訟手続ハ裁判所ノ便宜ニ従フ

「司法ニ関スル法律ヲ権太ニ施行スルノ件」（明治 40 年 3 月 31 日勅令第 94 号）

この項目が 1920 年に一部が修正され、新たな勅令に引き継がれた（「権太ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件」（大正 9 年 5 月 3 日勅令第 124 号））。さらに、1926 年に勅令の件名が変更され、1933 年には権太アイヌ全員が日本の戸籍に編入されることになった。それは、権太アイヌがサハリン先住民から除外され「内地人」と同様の扱いを受けることを意味しており、また、権太アイヌ以外の先住民も刑事に関しては「内地」の法令の適用を受けることになった。

権太施行法律特例中左ノ通改正ス

第一条第一項ヲ左ノ如ク改ム

権太ニ於ケル土人（「アイヌ」人ヲ除ク）ノ外ニ関係者ナキ民事ニ関スル事項ハ從来ノ慣例ニ依ル

附則

本令ハ昭和八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ結果本籍ヲ有スルコトヲ得ルニ至ル「アイヌ」人ノ定籍ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

「権太施行法律特例」（昭和 7 年 12 月 13 日勅令第 373 号）

1932 年以前、復帰グループは北海道において日本の戸籍に編入されており、有籍者でもあるが「土

<sup>1</sup> 田村将人、「権太庁による権太アイヌの集住化」『千葉大学ユーラシア言語文化論集』第 5 号、2002 年。田村将人、「20 世紀前半のある権太アイヌ村落の歴史的位置づけ」『北海道開拓記念館研究紀要』第 34 号、2006 年。田村将人、「権太庁による権太アイヌ集住の意図—保護村落造成の経緯と権太アイヌの反応—」『北海道開拓記念館研究紀要』第 35 号、2007 年。

人」としても「保護」を受けるというように二重の扱いを受けていた。この点、和人と同様に植民地・樺太に移住した北海道アイヌは、和人と同じく「内地人」とみなされ、樺太庁の先住民政策の対象外として保護村落からの退去を命じられている例があり<sup>2</sup>、同一の民族集団だと考えられがちな〈アイヌ〉も20世紀前半には戸籍の有無で異なる扱いを受けていた。

このようなサハリン先住民の法的な位置づけから裁判所や樺太庁は旧慣調査を行い<sup>3</sup>、『樺太土人旧慣調書』はその成果だと考えている。同書の記述の大部分が樺太アイヌに関するものだということをあわせて考えると、その成立年代は少なくとも1932年以前となる。

また、樺太アイヌ以外のウイルタ、ニヴフに関しては記述が少ないと、ウイルタの記述をニヴフに（あるいはその逆）転用したのではないかと考えられる部分も多く、ウイルタやニヴフに関わる慣習法がそれほど重要視されていなかった時期を想定させる。樺太アイヌ以外のサハリン先住民を集住させた（いわゆる「オタスの杜」の造成）のが、日本軍の北サハリン占領が終わった日ソ基本条約（1925年）締結後のことと考えられており、日本語教育をはじめ、直接的な統治もそれ以降のことである。このことは、『樺太土人旧慣調書』が1926～27年ころにまとめられた可能性が高いことと矛盾しない。

#### おわりに

『樺太土人旧慣調書』の成立に関して、若干の考察をおこなったが、多くの疑問点は残った。

最後に、このようなサハリン先住民の慣習法が、当時的人類学的あるいは好事家の関心で集成されたわけではなく、先住民の法的な位置づけ、裁判を行う際に必要があって集成されたことを再確認しておきたい。一方で、同時代に『昭和七年樺太年鑑一九三二』（敷香時報社、1932年、pp.462-467）などに転載され、好事家の目に触れたことも確かであろう。

今後、植民地・樺太におけるサハリン先住民の歴史的な位置づけをふまえた上で、言語、文化、歴史研究などに本資料が活用されることを望む。

<sup>2</sup> 田村将人、前掲論文、2002年。

<sup>3</sup> 現在のところ、樺太庁の公文書の大部分が失われているため、新聞記事でしか確認できていない（以下、『樺太日日新聞』→『樺日』と省略した）。「余は往来はがために土人間に於ける刑罰の慣習に就て諸種取調べ來れる」（「土人と刑の適用／中谷裁判長談」『樺日』1910.8.27）。また、「アイヌ、ギリヤーク、ツングース等各種土人の法律上に関する旧慣を調査のため京都大学教授、松本、岡村両法学博士は樺太庁の嘱託」（「両博士着島期」『樺日』1912.7.24）としてサハリンに到着したが、明治天皇の死去のため調査を中止しサハリンを離れた。そこで、松本、岡村両名の代わりに「樺太庁一戸氏は土人に関する法律関係を始めとし各種の風習、宗教、衛生等全般に亘る調査を為す可き命を受け〔中略〕長期間各沿岸を通じての大調査」（「土人調査員帰庁」『樺日』1912.10.8）を行ったという。また、6年後には、「樺太庁土人事務嘱託の長澤君が〔中略〕土人の旧慣調査の為め」（「犬橇を駆りて（一）」『樺日』1918.2.8）冬期間の東海岸の各村落を犬橇で回ったという。

## 凡例

- ・編者による注記は〔 〕内に記した。
- ・〔ママ〕と記したのは「原資料のまま」の意味である。
- ・判読できなかった文字は□で示した。
- ・漢字について、旧字は新字に改めたが、仮名遣いはそのまま表した。
- ・原資料のページは特に示さなかった。

## アイヌ語とウイルタ語の注釈に関する参考文献と略称

池上二良編『ウイルタ語辞典』北海道大学図書刊行会、1997年：【ウイルタ】

葛西猛千代『樺太土人研究資料』私家版、1975年：【研究資料】

萱野茂『萱野茂のアイヌ語辞典』三省堂、1996年：【萱野】

田村すず子『アイヌ語沙流方言辞典』草風館、1996年：【沙流】

知里真志保『分類アイヌ語辞典 人間篇』『知里真志保著作集 別巻II』平凡社、1975年：【人間篇】

中川裕『アイヌ語千歳方言辞典』草風館、1995年：【千歳】

ジョン・バチラー『アイヌ・英・和辞典』第4版、岩波書店、1981年：【バチラー】

服部四郎編『アイヌ語方言辞典』岩波書店、1981年：【方言辞典】

山辺安之助著、金田一京助編『あいぬ物語』河野本道選『アイヌ史資料集』6 樺太編所収、北海道出版企画センター、1980年：【あいぬ物語】

山本祐弘『樺太アイヌ・住居と民具』相模書房、1970年：【住居と民具】

表1 筑波大と早稲田大の両図書館が所蔵する『権太土人旧慣調書』の内容比較

<p>【筑1】権太土人旧慣 調<small>(マニ)</small>ニ就テ</p> <p>【筑2】権太旧慣ニ関スル法令及回答</p> <p>【筑3】権太土人旧慣調書</p> <p>権太土人刑罰旧慣目次</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一、土人部落及戸口調</li> <li>・第二、刑罰ニ関スル権太土人語及訛語</li> <li>・第三、刑罰処分取扱者</li> <li>・第四、酋長ノ職務</li> <li>・第五、処罰スヘキ罪及刑</li> <li>・一、公務執行妨害及侮辱</li> <li>・二、放火及失火</li> <li>・三、姦通</li> <li>・四、強姦</li> <li>・五、殺人及過失致死</li> <li>・六、傷害</li> <li>・七、誘拐</li> <li>・八、窃盜</li> <li>・九、強盜</li> <li>・十、詐欺</li> <li>・十一、横領</li> </ul> <p>【筑4】権太土人旧慣追録</p> <p>【筑5】附録 権太在住 土人／朝鮮人／支那人／露西亜人 犯罪事件調</p>	<p>【早1】権太旧慣ニ関スル法令及回答</p> <p>【早2】権太土人刑罰旧慣目次</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一、土人部落及戸口調</li> <li>・第二、刑罰ニ関スル権太土人語及訛語</li> <li>・第三、刑罰処分取扱者</li> <li>・第四、酋長ノ職務</li> <li>・第五、処罰スヘキ罪及刑</li> <li>・一、公務執行妨害及侮辱</li> <li>・二、放火及失火</li> <li>・三、姦通</li> <li>・四、強姦</li> <li>・五、殺人及過失致死</li> <li>・六、傷害</li> <li>・七、誘拐</li> <li>・八、窃盜</li> <li>・九、強盜</li> <li>・十、詐欺</li> <li>・十一、横領</li> </ul> <p>【早3】・権太土人旧慣追録</p> <p>【早4】土人ニ関スル裁判例</p> <p>【早5】土人ニ関スル檢事□起訴処分例要覽</p>
---	--

権太土人旧慣<sup>(ママ)</sup>調ニ就テ

権太土人旧慣ハ文献ノ徵スヘキモノ無ク纔ニ土人故老ノ断片的口碑ヲ聞クニ過キス而モ近年故老ノ死<sup>(ママ)</sup>ニ伴ヒ其伝説スラモ亦之ヲ徵シ得サルニ至ラントスルハ啻ニ重要ナル権太史実ノ一節ヲ喪フノ憾アルノミナラス明治四十年三月勅令第九十四号ニ於テ権太ニ於ケル土人ノ外ニ関係者ナキ民事ニ關スル事項及土人ノミニ対スル刑事ニ關スル事項ハ從来ノ慣例ニ依ル旨ノ規定アリテ司法上其旧慣記録ヲ遺存スルノ必要アリ仍テ當局ニ於テハ數年前ヨリ之カ調査ヲ行ヒ其得ル所ヲ集録シ後年考証ノ資ニ供セントス固ヨリ材料ノ蒐集乏シキヲ以テ細密ヲ欠クハ勿論或ハ正鶴ヲ得サルモノアランヲ憂フルモ事由叙上ノ如クニシテ今ヤ到底完璧ヲ期シ難キヲ遺憾トス

昭和二年一月

権太地方裁判所検事正香取久吉

権太旧慣ニ關スル法令及回答〔墨書〕

舊〔墨書で「舊」=旧と訂正〕慣ニ關スル法規<sup>(ママ)</sup>及回答

一、権太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（明治四十年三月／法律第二十五号〔割注〕）

法律ノ全部又ハ一部ヲ権太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

一、土人ニ關スルコト

（中略）

附則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二、司法ニ關スル法律ヲ権太ニ施行ノ件（明治四十年三月／勅令第九十四号〔割注〕）

第二条 権太ニ於ケル土人ノ外ニ関係者ナキ民事ニ關スル事項及土人ノミニ対スル刑事ニ關スル事項ハ從来ノ慣例ニ依ル

前項ニ關スル訴訟手続ハ裁判所ノ便宜ニ從フ

（中略）

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（本勅令ハ后ノ四、ニ掲クル大正九年／勅令百二十四号ニ依リ廃止セラル〔割注〕）

三、明治四十年勅令第九十四号第二条ノ疑義ニ関スル件（大正六年六月発行／法曹記事第二十七巻六号〔割注〕）

（大正六年四月十九日権太地方裁判所長問合／同年六月二日刑甲第一七〇号法務局長回答〔割注〕）  
明治四十年三月勅令第九十四号ノ第二条ニ「権太ニ於ケル土人ノ外ニ関係ナキ民事ニ関スル事項及土人ノミニ対スル刑事ニ関スル事項ハ從来ノ慣例ニ依ル」トノ規定アリ其土人ノミニ対スル刑事ニ関スル事項トハ土人ト土人トノ間ニ生シタル刑事ニ関スル事項ハ勿論内地人ノ関係アルトキ即チ土人ト内地人ト共犯ノ場合土人ノミノ犯罪ニシテ其被害者ノ内地人タル場合ト雖モ總テ土人ニ対シテハ從來ノ慣例ニ依テ処分スヘキモノナルヤ將タ右等内地人ノ関係アルトキハ刑法其他ノ法令ニ依テ処分スヘキモノナルヤ貴官ノ御意見承知致度目下差懸リタル事件有之候<sup>4</sup>間至急何分ノ御回示ヲ煩度此段及御問合候也

回答

本月十九日附発第一二七号ヲ以テ明治四十年勅令第九十四号第二条ノ疑義ニ關シ御照会ノ趣領<sup>5</sup>承同  
条ニ所謂土人ノミニ対スル刑事ニ関スル事項トハ被告人及被害者ノ總テカ土人ナル場合ヲ謂フモノ  
ニシテ被害者カ内地人タル場合及土人ト内地人トカ共同被告人タル場合ニ於テハ刑法其他ノ法令ニ  
依リ処分スヘキ義ト致思考候此段及回答候也

四、権太ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件（大正九年五月一日／勅令第百二十四号〔割注〕）

第一条 権太ニ於ケル土人ノ外ニ関係者ナキ民事ニ關スル事項及土人ノミニ対スル刑事ニ關スル事  
項ハ從来ノ慣例ニ依ル

前項ニ規定スル事項ニ關スル訴訟手続ハ裁判所ノ便宜ニ從フ

（中略）

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

権太土人旧慣調書〔墨書〕

権太土人刑罰旧慣目次

第一、土人部落及戸口調

第二、刑罰ニ關スル権太土人語及訛語

第三、刑罰処分取扱者

第四、酋長ノ職務

<sup>4</sup> 原文は「條」。『法曹記事』第27巻6号、法曹会、1917年、pp.68-69。

<sup>5</sup> 原文は「了」。『法曹記事』第27巻6号、法曹会、1917年、pp.68-69。

## 第五、処罰スヘキ罪及刑

一、公務執行妨害及侮辱

二、放火及失火

三、姦通

四、強姦

五、殺人及過失致死

六、傷害

七、誘拐

八、窃盗

九、強盗

十、詐欺

十一、横領

## 第一、土人部落及戸口調 大正十四年十二月末<sup>6</sup>

## 第二、刑罰ニ関スル樺太土人語及訳語

アイヌ語	訳語	ギリヤーク語	訳語	オロッコ語	訳語
ヲロシベ又ハ ロルンベ <sup>7</sup>	処罰				
チヤランケ <sup>8</sup>	談判又ハ叱責				
ユウツルカラ アイノ <sup>9</sup>	代人				

<sup>6</sup> 戸口の表は省略した。項目は次のとおり：種族／名称等、部落名、旧名、郡、村、大字、字、戸数、人口（男／女／計）、管轄支庁。

<sup>7</sup> 「ヲロシベ」は「樺太：罪。」：wenoruspe；kohka 《罰する》」【方言辞典】と関係あるか。また、「ロルンベ」は北海道方言の戦い、戦争を意味する語と関係あるか。

<sup>8</sup> caranke 【千歳、沙流ほか】討論する、論争する、談判するの意味。

<sup>9</sup> yuutrukaraaynu<i-uturu-kar-aynu「それ・の間・をする・人」の意味か。i-uturu→yuuturu の例として「§822. くすりゆび（薬指）（4） yuturuuhu-mompex (ch-i) [i(それ)+uturuuhu(の間)+mompex (指)] 《シラウラ》」【人間篇】がある。utur-kar の例として「Nimaki-uturu-kara, ニ

アシンペ <sup>10</sup>	罰金（宝物ヲ出 サシム）	タマニ	罰金(宝物ヲ出 サシム)	タマニ <sup>11</sup>	罰金（宝物ヲ出 サシム）
	宝物（刀、鍔、 弓、矢、鎗、玉、 小袖	ジャッカ	宝物（刀、鎗、 耳輪、着物、馴 鹿）	ジャッカ <sup>12</sup>	宝物（刀、鎗、 耳輪、着物、馴 鹿）
	織物器物類）				
イコロ <sup>13</sup>	鞘ヲ金属ニテ作 リタル刀				
イムシ <sup>14</sup>	鞘ヲ木質ニテ作 リタル刀				
デレシナ <sup>15</sup>	小袖、刀ノ切刃				
コタンサバネ ク <sup>16</sup>	酋長	バヤ	酋長	バヤ <sup>17</sup>	酋長
イコサバネク <sup>18</sup>	部落頭				
チャチャ一 <sup>19</sup>	長老				

### 第三、刑罰処分取扱者

[項目は、「種族」、「部落」さらに項目名はないが内容の欄に分かれているが、罫線は省略]

マキウツルカラ、小楊子ヲ使フ v.i. To pick the teeth.】【バチラー】がある。

<sup>10</sup> asinpe 償いの品【千歳、沙流ほか】。

<sup>11</sup> 「tama ねだん」、「tamajji-ni 支払う（金、食料を），支払ってかえす」【ウイルタ】。

<sup>12</sup> 「jakka たからもの（宝物）」【ウイルタ】。

<sup>13</sup> ikoro 「樺太：お金（貨幣）」【方言辞典】。

<sup>14</sup> emus 「樺太：刀。 : 'emus,-ihī」【方言辞典】。

<sup>15</sup> 不明。

<sup>16</sup> kotansapaneku(h)<kotan-sapane-kur 「村（の）・長である・人」であろう。

<sup>17</sup> 「baja [形容詞] と（富）んだ、裕福な；[名詞] 金持」【ウイルタ】

<sup>18</sup> ikosapaneku(h)<i-kor-sapane-kur 「それ・に対して／とともに・長である・人」の意味か。また、「Iko-sapane-guru, イコサバネグル, 同等ノ人.n. Persons of the same office or rank.」【バチラー】とどう関係するか不明。

<sup>19</sup> caca. 「§8. 老翁 (1) chacha じじい；老翁；老爺。 注1.—北海道でわ日常会話に用い  
る。 注2.—カラフトでわ hawki (英雄詞曲) と oyna (神謡) にだけ用いる。 tu-itak (昔話) でわ  
heysu, yesu 等を用い、日常語でわ henki を用いる。」【人間篇】。

アイヌ

相浜

- (イ) 殺人傷害等ノ重大ナル事件ハ尊長〔酋長か?〕及部落頭ニ於テ協議ノ上定ム
- (ロ) 窃盜等ノ輕微ナル事件ハ下方ニテ其盜品ヲ返還セシメ若盜品現存セサルトキハ宝物又ハ其他ノ物品ヲ渡サシム
- (ハ) 若下方ニテ落着セサルトキハ(イ)ノ場合ニ同ジ

内淵

- (イ) 加害者被害者ノ双方ヨリ代人(双方部落ヲ異ニスルトキハ各部落頭)ヲ立テ其罪ヲ定メシム
- (ロ) 双方ノ代人間ニ交渉纏マラサルトキハ酋長其仲ニ入り之ヲ定ム

東白浦

- (イ) 一部落内ノ犯罪ナレハ長老ハ双方ヲ取糺シテ其罪ヲ定ム
- (ロ) 加害者カ他ノ部落ノ者ナレハ長老ハ口達者ナル<sup>[ママ]</sup>モ一、二人ヲ率ヒ加害者ノ部落ニ立越シ其部落ノ長老ト談判シ曲直ヲ糺シテ其罪ヲ定ム

落帆

総テ犯罪ハ酋長之ヲ処分ス

多蘭泊

犯罪者アルトキハ酋長ニ訴出テ酋長ハ部落ノ者全部ヲ集メ協議ノ上定ム

朶子舞

- (イ) 犯罪者アルトキハ之ヲ酋長ニ訴へ以テ仲裁的談判ヲ開クコトアリ
- (ロ) 又被害者ト加害者トヲ対談論議セシメ其正否ヲ定ムルコトアリ

来知志

各自ノ生命身体財産等ニ危害ヲ加ヘタル者アルトキハ被害者親属協議ノ上損害賠償ヲ要求ス  
只例外トシテ生命ニ危害ヲ及ホシタル場合ハ遺族近親ノ者ト相謀リ復讐ヲナスクコトアリ

幌千

部落ノ年寄相談ノ上之ヲ定ム

智来

部落ノモノハ上長ニ相談シ総テ上長之ヲ定ム

ギリヤーク

酋長及重立チタルモノニ於テ加害者並ニ被害者ノ遺族一般同族ヲ会合シ其面前ニ於テ取調ノ上之ヲ定ム

オロシコ

ギリヤーク族ト同ジ

#### 第四 酋長ノ職務

- 一、配下ノ者ニ対シ惡事ヲ為ス可ラサルコトヲ訓戒ス
- 二、他ノ部落ト配下ノ間ニ起リタル犯罪ニ關シ其交渉ヲ為ス
- 三、犯罪者ノ処罰ヲ為ス

#### 第五、処罰スヘキ罪及刑

- 一、公務執行妨害（上長ニ反抗スル罪）及侮辱（上長ヲ侮辱スル罪）
- 二、放火及失火
- 三、姦通
- 四、強姦
- 五、殺人及過失致死
- 六、傷害
- 七、誘拐
- 八、窃盜
- 九、強盜
- 十、詐欺
- 十一、横領

#### 一 公務執行妨害及侮辱

〔項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罪線は省略した〕

アイヌ

相浜

酋長部落頭及家長ノ命令ニハ絶対服從セサルヘカラス之ニ反抗スルハ大罪ナリ若酋長ニ暴力ヲ以テ反抗スルトキハ酋長又ハ其他ノ者ニ於テ之ヲ殺害スルモ可ナリ反抗ノ程度低キトキハ場合ニヨリ「アシンベ」ノ罪ヲ加フ

侮辱罵詈亦同シ

侮辱者又ハ反抗者ハ場合ニ依リ追放スルコトアリ

来知志

被害者ヨリ加害者ニ対シ損害賠償ヲ要求ス若応セサルトキハ財産ヲ没収ス

尚之レカ執行不可能ノ場合ハ諾否ヲ論セス労働ニ

従事セシム

其ノ他ノ各部落

相浜ニ同シ

## 二、放火及失火

[項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罫線は省略した]

アイヌ

相浜

(イ) 放火重キ「アシンベ」ノ罰ニ処ス

(ロ) 失火軽キ「アシンベ」ノ罰ニ処ス

幌千

(イ) 相浜ニ同ジ

森林ヲ焼燬シタルモノハ原因ノ如何ヲ問ハス重キ「アシンベ」ノ罰ニ処ス若其結果部落ヲ焼燬シタルトキハ手足ヲ縛シ猛火ノ中ニ投ス

女子ハ死罪ニ処セス

女子ヲ死罪ニ処スルハ神罰ヲ受クル故如何ナル罪アルモ死罪ニ処セスト云フ

智来

焼燬シタル家又ハ其他ノ物件ニ相当スル物ヲ徵シ

以テ損害ヲ賠償セシム猶不足ノ場合ハ親族ヨリ徵収ス

未遂ノ場合ハ宝物ヲ徵収ス

其他ノ各部落

相浜ニ同シ

ギリヤーク

「タマニ」ノ罰ニ処ス

オロッコ

「ギリヤーク」ニ同シ

## 三、姦通

[項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罫線は省略した]

アイヌ

相浜

姦夫ヨリ本人ニ宝物ヲ渡シ姦婦ヲ引取ル但本夫ノ満足スル程度ノ宝物ナキトキハ宝物全部ヲ差出サシメ姦婦ト共ニ実家ニ引渡シタル上実家ヨリ本人ニ詫ヲ為シ且宝物ヲ渡ス

東白浦  
初犯ハ「アシンベ」再犯以上ハ重キ「アシンベ」ニ処シ姦婦ハ姦夫ニ引渡ス

落帆  
情ノ輕キモノハ相浜ニ同シ重キモノハ姦夫姦婦ノ鼻頭ヲ切り取ルコトアリ

多蘭泊  
姦夫ヨリ本夫ニ宝物ヲ渡サシメ姦婦ハ姦夫ニ引渡サズ旧ノ如ク夫婦トナル

幌千  
処罰セス  
但シ姦婦ヲ離別シ姦夫ニ対シ喧嘩ヲ仕掛け若敵スル能ハサルトキハ暗殺スルコトアリ

惠須取  
土人ノ仲間ヨリ除外シ全然交際ヲ絶チ獸類同様ノ取扱ヲ為シ一時ニ苦痛ヲ与ヘス永久ニ苦マシム若謹慎悔悟ノ状アレハ之ヲ免ス

宇遠  
惠須取ニ同シ

其他ノ各部落  
相浜ニ同シ  
ギリヤーク  
現場ヲ本夫カ認メタルトキハ姦婦姦夫ヲ殺害スルモ可ナリ  
他人力認メ姦通ノ確証アルトキハ「タマニ」ノ罰ニ処ス

オロシコ  
部落ノモノ多数集リテ捕ヘ次第殺害ス

#### 四、強姦

[項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罫線は省略した]

アイヌ  
多蘭泊  
「アシンベ」トシテ刀ヲ本夫ニ渡サシム

#### 五、殺人

〔項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罫線は省略した〕

アイヌ

相浜

(イ) 情ノ最モ重キモノハ加害者ヲ縛シ俯伏セシメ生キナカラ四角ノ箱ニ入レ穴ニ埋メ其上ニ被害者ノ死体ヲ納メタル箱ヲ置キテ埋ム

(ロ) 情ノ軽キモノハ大ナル真切ヲ渡シ切腹セシム若自殺セサル時ハ(イ)ト同様ノ処分ヲ為ス

(ハ) 情ノ最モ軽キ(被害者ノ惡性ナルカ或ハ被害者ニ過失アルトキ又ハ其他ノ情状ニ因ル)モノハ加害者ヨリ被害者ノ親属ニ<sup>〔マツ〕</sup>宝物ヲ渡サシメ其遺族ヲ慰サシム若宝物ナキトキハ其親属ヨリ差出サシム

(二) 未遂ノ場合ハ「アシンベ」ノ罰ニ処ス

大谷

真切ニテ手足ヲ刺ス外相浜ニ同シ

落帆

(イ) (ロ) (ハ) (二) 相浜ニ同シ

其方法ハ加害者ヲ縛シ俯伏セシメ磔ノ如ク鎗ニテ脇腹ヲ突キ刺シ又指頭ヲ割リ針ヲ以テ眼ヲ刺シ非常ノ苦痛ヲ与ヘタル上生埋ス

来知志

復讐的ニ殺害スルコトアリ

又「アシンベ」ノ罰ニ処スルコトアリ

但執行不可能ノ場合ハ諾否ヲ論セス労働ニ從事セシムルコトアリ

宇遠

加害者ノ財産全部ヲ取上ケ内半分ハ被害者方ニ渡シ残ノ半分ハ酋長及上長取得ス

幌千

相浜ニ同シ

但加害者ヨリ被害者方ヘ弟又ハ妹ヲ渡シテ其遺族ヲ慰籍〔藉〕スルコトアリ

恵須取

(イ) 加害者ノ財産全部ヲ取り上ケ被害者ノ遺族ニ渡サシム若被害者ノ身分相応ニ償フ丈ケノ財産ナキカ又ハ無財産ノトキハ之ヲ斬殺ス

(ロ) 未遂ノ場合ハ被害ノ輕重ニ従ヒ財産ノ幾分ヲ取上ケ若財産ナキトキハ身体ニ相当ノ苦痛ヲ与フ其他ノ部落

相浜ニ同シ

ギリヤーク

一親カ子ヲ殺シタル場合

- (イ) 親カ故ナク子ヲ殺害シタルトキハ其家族親兄弟ニ於テ死罪ニ処シ同一ノ場所ニ葬ル  
(ロ) 親カ子ニ対シ同一事項ヲ三度命シテ猶肯ゼザルトキハ之ヲ殺スモ何等制裁ナシ

## 二、親ヲ殺シタル場合

子カ親ヲ殺害シタルトキハ其子ノ将来ヲ戒ム若改悛ノ状ナキニ於テハ之ヲ死罪ニ処ス

## 三、兄弟<sup>[マツ]</sup>同志殺害ノ場合

- (イ) 兄弟互ニ殺害シタル場合ハ自己ノ宝物一切ヲ遺妻子ニ渡シ尚其等ニ対シ物質上精神上出来得ル丈ノ慰安ヲ与ヘ之ヲ自家ニ引取り扶養ス  
(ロ) 色情関係即チ兄弟ノ妻ト姦通シ其結果殺害シタル場合ハ死罪ニ処ス

## 四、家族以外ノ親族及他人ヲ殺害シタル場合

- (イ) 被害者ノ家族若クハ親兄弟ニ於テモ加害者ヲ死罪ニ処ス加害者ノ家族若クハ親兄弟ニ於テ更ニ加害者ヲ殺シタル者ヲ殺シ而シテ後互ニ宝物ノ授受ニ依リテ和解ス

- (ロ) 近代ハ貴族<sup>[マツ]</sup>ニ対シ加害者所有切ノ宝物馴鹿ノ如キ物ヲ渡サシム若肯セサル場合ニ於テハ之ヲ死罪ニ処ス

## 五、未遂ノ場合「タマニ」ノ罰ニ処ス

## 六、過失致死

- (イ) 親カ過失ニ因リ子ヲ死ニ致シタルトキハ親ノ宝物一切ヲ棺ニ納メ葬ル

- (ロ) 子カ親ヲ死ニ致シタルトキハ別ニ制裁ナク将来ヲ戒ム

- (ハ) 兄弟同志間ニ於ケル場合ハ殺人ノ項第三ノ(イ)ニ同シ

- (ニ) 家族以外ノ親族及他人ニ対スル場合ハ加害者ノ有スル

宝物馴鹿等ヲ被害者ノ遺族ニ渡ス

オロッコ

「ギリヤーク」ニ同シ

## 六、傷害

[項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罫線は省略した]

アイヌ

相浜

「アシンベ」ノ罰ニ処ス

富内

相浜ニ同シ

<sup>20</sup> 早稻田版では「遺族」。

但貧ニシテ「アシンベ」ヲ渡スコト能ハサルトキハ加害者ニ被害程度ノ傷害ヲ加フルコトアリ  
内渕

重キ傷害ヲ加ヘタル時ハ「アシンベ」ノ罰ニ処ス

軽キ場合ハ「デレシナ」ト称シ刀ノ切刃ヲ添ヘ療治代トシテ被害者ニ渡サシム

登富津

相浜ニ同シ

但「アシンベ」ナキ時ハ親族ヨリ差出サシム

多蘭泊

重傷ナレハ「アシンベ」ノ罰ニ処ス

軽傷ナレハ仲裁シテ和解セシム

「アシンベ」ノ罰ニハ絹ノ布片ヲ渡シ其口以テ傷ヲ包マシム故ニ傷ノ大小ニ依リ布片ニ大小アリ  
来知志

相浜ニ同シ

但執行不可能ノ場合ハ加害者ノ諾否ヲ論セス労働ニ従事セシム

名寄

将来ヲ戒ムルノミ

恵須取

財産ノ幾分ヲ渡サシム

其他ノ各部落

相浜ニ同シ

ギリヤーク

「タマニ」ノ罰ニ処ス

オロッコ

「ギリヤーク」ニ同シ

## 七、誘拐

〔項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罫線は省略した〕

アイヌ

相浜

若キ婦女ト私通シ擅ニ連レ出シタルトキハ「アシンベ」ノ罰ニ処ス

幌千

双方ノ親共互ニ宝物ヲ取り遣リスル外制裁ナシ

其他ノ各部落

「アシンベ」ノ罰ニ処ス

ギリヤーク

「タマニ」ノ罰ニ処ス

オロッコ

「ギリヤーク」ニ同シ

## 八、窃盜

[項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罫線は省略した]

アイヌ

相浜

初犯ハ「アシンベ」ノ罰ニ処ス

再犯ハ右手ノ小指ヲ切り三犯四犯ト累ヌル故ニ漸次左右ノ指ヲ一本宛切断ス  
指ヲ切断スルハ指ナケレハ物ヲ盜ムヲ得ストノ觀念ニ起因スト云フ

幌千

「アシンベ」ノ罰ニ処ス

指ヲ切ル制裁ナシ

来知志

幌千ニ同シ

其他ノ各部落

相浜ニ同シ

ギリヤーク

盜品ヲ返還セシム若能ハサルトキハ代物ヲ出サシム

但数犯ニ及ヒ改心セサルモノハ部落ヨリ追放ス

オロッコ

部落ノモノ多数集リ捕ヘ次第殺害ス

又「タマニ」ノ罰ニ処スルコトアリ

## 九、強盜

[項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罫線は省略した]

アイヌ  
相浜  
窃盗ト同シ  
其他ノ各部落  
先例ナシ  
ギリヤーク  
先例ナシ  
オロッコ  
先例ナシ

#### 十、詐欺

[項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罫線は省略した]

アイヌ  
相浜  
「アシンベ」ノ罰ニ処ス  
幌千  
詐取セシ物品ヲ倍額ニシテ返還セシム  
其他ノ各部落  
相浜ニ同シ  
ギリヤーク  
詐取セシ物品ヲ返還セシム若肯セサル場合ハ重立者立会ノ上争闘ヲ為シ加害者傷ケハ其儘ニ結了ス  
若被害者傷ケハ之ニ宝物ヲ渡サシム  
オロッコ  
「タマニ」ノ罰ニ処ス  
又部落ノモノ多数集リ捕ヘ次第殺害スルコトアリ

#### 十一、横領

[項目は「種族」、「部落」、「処罰」の3つだが、罫線は省略した]

アイヌ  
相浜

「アシンベ」ノ罰ニ処ス

魯札

被害少額ナレハ制裁ナシ多額ノ時ハ「アシンベ」ノ罰ニ処ス

多蘭泊

賠償トシテ同様ノモノヲ渡サシム若之ヲ為シ得サレハ調達スル迄猶予スルモ長日時ヲ要スルトキハ他ノ代物ヲ渡サシム

其他ノ各部落

相浜ニ同シ

ギリヤーク

借用物ヲ返還セシム若肯セサルトキハ詐欺ノ場合ニ同シ

オロッコ

先例ナシ

### 権太土人旧慣追録

#### 権太土人旧慣調追録（訳語一説）

#### 第二、刑罰ニ関スル権太土人語及訳語

調書ノ相当枚数及行目	種族	土人語	訳語一説
一枚目表二行目	アイヌ	ゾンコアーレ <sup>21</sup>	談判
〃	〃	チヤーランケ	叱責
〃三行目	〃	ヂヤウエトコロ <sup>22</sup>	弁護人即チ代言人
〃四行目	〃	アシンベ	〔マ〕倍償即チアシンベトシテ提供スル宝物ハ左ノ如シ アシンベハ本人ハ勿論六親眷属ヨリ追徴ス

<sup>21</sup> sonkoaaare < sonko·are。「知らせ／返事・座らせる（？）」の意味か。

<sup>22</sup> cawetohkoro。「権太：りこうな。：ramkoro；ramu'an；cawetohkoro（弁舌はさわやかでなく

			<p>(一) 刀「エムシ」鞘ニ日本刀ノ入リシモノ ニシテ鞘ニ金属ノ飾リナキモノ 刀「イコロ」中身ノ刀ナク刀ノ替リニ柾ヤ竹 ヲ入レ置キ而シテ鞘ニ真鎧、ニッケル其他金 属ノ飾リヲ為シタルモノ右二種アリ</p> <p>(二) 鐔「セツバ<sup>23</sup>」弓「クー<sup>24</sup>」矢「アイ<sup>25</sup>」 鎗「ヨンモホ<sup>26</sup>」</p> <p>(三) 首飾リノ玉「エムター<sup>27</sup>」 此玉ハ山丹人ハ持參シテ獸皮ト交換セシ黒、 白、青ノ硝子玉ニシテ多數連繫シ熊祭ノ時婦 人ノ首ニ掛クルモノ</p> <p>(四) 小袖「コソンド<sup>28</sup>」 絹地ノ模様アル長キ單衣ノ如キ着衣ニシテ 熊祭ノ時祭主ノ婦人ハ之ヲ頭ヨリ冠リテ盛 装ス其他滿州錦「マンチュー、コソンド<sup>29</sup>」 アリ之モ山丹人ハアイヌト貂、獺、狐其他ノ 獸皮ト交換セシモノ</p> <p>(五) 鎧「ハエウッペ<sup>30</sup>」鎧櫃「シントク<sup>31</sup>」 簞「イカヨ<sup>32</sup>」日本鍋「スウ<sup>33</sup>」</p>
--	--	--	---

ても)」【方言辞典】。そのような人という意味か。

<sup>23</sup> sehpa<seppa。刀のつばの意味。

<sup>24</sup> kuu<ku。「樺太：弓。：kuu」【方言辞典】。

<sup>25</sup> ay。「樺太：矢。：'ay」【方言辞典】。

<sup>26</sup> yoomah。「樺太：槍。：yoomah,'pihi ; 'oh,'pihi 《やすの柄》」【方言辞典】。

<sup>27</sup> imuhtama<i-mut-tama 「それ・を身に帯びる・玉」の意味か。

<sup>28</sup> kosonto。「kosonto, 〔名〕小袖, 立派ナ着物, 錦衣. Manju— (満洲錦). 」【あいぬ物語】。

<sup>29</sup> manciwkosonto。「支那風衣服」【住居・民具】。

<sup>30</sup> hayuhpe。「鎧 ハユッペ hajuxpe」【住居・民具】。「樺太：よろい(鎧)。：kusari ; hayuhpe は《かみしも》」【方言辞典】。

<sup>31</sup> sintoko。「丸形四ヶの脚ある木造の酒入」の次の項目として、「同脚なきもの シントク 日本製 円形の曲物にて同酒容器」【研究資料】。「ほかい(外居・行器) sintoko」【住居・民具】。

<sup>32</sup> ikayuhか。「簞 イカユ 日本製」【研究資料】。

<sup>33</sup> suu。「樺太：鍋。：suum-wehe」【方言辞典】。

			(六) ゲムシ、シントク <sup>34</sup> 之ハ濁酒ヲ入レ冠婚、葬祭ニ使用スル丸キ曲 物ニシテ四ケノ足ヲ付シタルモノナリ 同形ニシテ足ナキモノヲ「エトーノ <sup>35</sup> 」ト云 フ (七) イタンケ <sup>36</sup> 之ハナナカマドト云フ木ニテ作リタルモノ ニシテ外部唐草、其他ノ模様ヲ彫刻セシ酒ヲ 呑ム椀同シク木製ノ飯椀「シカレンバ <sup>37</sup> 」同 ク舟形ノ皿「ニボボ <sup>38</sup> 」同シク唐草其他ノ彫 刻アル盆「ニーソス <sup>39</sup> 」 (八) 丸木舟「ヂス <sup>40</sup> 」犬櫂「スケニ <sup>41</sup> 」
〃八行目	〃	イムシ	鞘ヲ金属ニテ作リタル刀
〃八行目	〃	イコロ	鞘ヲ木質ニテ作リタル刀
[ママ]	〃	セツパ	鍔

<sup>34</sup> kemussintoko<kema-us-sintoko か。「丸形四ヶの脚ある木造の酒入 ゲムシシントク 日本製木造りの塗り物にして形状種々あり脚を付せるもの酒入るる物」【研究資料】。「ほかい(外居・行器)kema-us-sintoko」【住居・民具】。

<sup>35</sup> etunuh<etunup。「酒を酌するもの エトーノ 丸形にして日本の湯筒と同一品にして宴席にて酒を入れ酌するものにして多く黒の漆塗なり」【研究資料】。「提子 etunux」【住居・民具】。

<sup>36</sup> itanke<itanke。『酒を飲む椀 イタンケ 黒朱の二種あり漆塗にして日本製普通の汁椀より一層大なり』【研究資料】。「樺太：湯飲み。：'itanki」【方言辞典】。

<sup>37</sup> sikaarinpah。「飯椀 シカレンバ 同材料〔ナナカマド〕にて飯を盛る器」【研究資料】。「食事椀 シカリニンバハ sikarimpax」【住居・民具】。

<sup>38</sup> nipopo<nipapo。「木皿 ニボボ 舟形にして食事の時汁物を入れる器」【研究資料】。「樺太：椀。：nipaapo(木製の)；co'oypeh,-pihi」【方言辞典】。

<sup>39</sup> niisos。「盆 ニイソス 白樺又はナナカマドにて作り丸形のものにして汁なき獣肉又は焼魚等を盛るもの」【研究資料】。「樺太：皿。：pon'uhecikeh,-pihi；niisos,-ihi(魚や肉を盛る矩形の大きさ)」【方言辞典】。

<sup>40</sup> cis<cip。「独木舟 デス 婆柳ヂスニにて作る」【研究資料】。「舟 チシ cis(cip).」【住居・民具】。

<sup>41</sup> sikeni。「櫂 スケニ 節なき白樺を能く乾燥せしめて作る櫂巾は曲尺一尺二寸高さ八寸乃至九寸長さ八九尺の細長きものにして金釘を使用せず落葉松の根釘に膠を付けて使用す」【研究資料】。「櫂シケニ sikeni」【住居・民具】。イヌを含めた犬櫂のセットはnuso という。

〃十行目	〃	イコサバネク	「コタンサバネク」即チ酋長ノ下役ニシテ副部落頭ノコト「ニシバ <sup>42</sup> 」トモ云フ 酋長ヲ「コタンサバネク」ノ外ニ「サバネアイヌ <sup>43</sup> 」マタハ「ホロニシバ <sup>44</sup> 」トモ云フ此酋長ハ各部落ノ重大事件ニ参加シテ裁断ヲ為ス
一枚裏二行目	〃	チヤチャヤー	五十歳以上ノ男ノ老人ヲ云フ 男ノ老人ヲ「キヤネ、チヤチャヤー <sup>45</sup> 」 女ノ老人ヲ「キヤネ、バツコ <sup>46</sup> 」
	〃	ウエン、プリコロ <sup>47</sup>	罪人
	〃	ボロニ <sup>48</sup>	屋形ノ棺桶
	〃	トイキクンベ <sup>49</sup>	屋形ニ非サル棺桶 棺桶ハ曲尺深サー一尺四五寸巾二尺二三寸長 サ五尺位ノ細長キ棺桶ニシテ底板ナク横木 四五本ニテ死体ヲ支ヘ蓋ハ普通ハ屋形造ニ 非サルモ名望家及男七十歳以上ノ棺蓋ハ屋 形造リトシテ種々ナル彫刻ヲ為シ一切木釘 ヲ使用シ死体ヲ仰臥シ頭部ヲ西ニ足部ヲ東 ノ方位ニ向ケ埋葬シ墓標（アスツニ <sup>50</sup> ）ヲ建 ツルモ女ハ仮定七十歳以上ニテ死亡スルモ 棺蓋ニ彫刻セス又墓標モ建テス而シテ棺蓋 ハ地上ニ表ハシ置ク習慣ナリ故ニ生キ埋メ セラレシ者ノ唸リ声ハ遠ク聴クヘシ

<sup>42</sup> nispa。「権太：酋長。：kotankoro nispa」、「権太：な（成）る；酋長になる。：nispane 'an kusu.(彼が)；nispane 'okayanahci kusu.(私達が)」【いづれも方言辞典】。

<sup>43</sup> sapaneaynu<sapaneaynu「長である・人」。

<sup>44</sup> poronispa<poro-nispa「大きい・人」。「権太：大きい。：poro；ruhne」【方言辞典】。おもだつた人という意味か。

<sup>45</sup> kiyanneccaca<kiyanne-caca。「年長の・老人男性」の意味。「kiyanne 《H., S.》 年の多い；年長の；年上の；兄の；古い。」【人間篇】。

<sup>46</sup> pahko<pakko。「Pakko, パッコ，老婦. n An old woman. Syn : Huchi.」【パチラー】。「[pakko] 婆あ〔悪口〕」【萱野】。

<sup>47</sup> wenpuurikoro。「宗谷：罪を犯す。：wenpurikor 《"悪いことをする人"》」【方言辞典】。

### 第三、刑罰処分取扱者

#### 本項ノ裁断ニ付其方法

凡テ犯罪ヲ裁断スルニハ例へハ酋長「コタンサバネク」ハ裁判長トナリ（極輕微ノ事件ハ格別）部落頭「イコサバネク」列席シ原告被告ヲ列座セシメテ事実ノ取調ヲ為シ酋長ハ列席ノ部落頭ノ意見ヲ徵シ又原告〔加筆あるが判読不可〕平素ノ素行性格等ヲ參酌シテ之ヲ裁断ス而シテ裁断ニハ絶体服従ノ義〔「務」と加筆あり〕アリ

### 第五、処罰スヘキ罪及刑

〔項目は「種族」、「罪名」、「処罪」ノ一説」の3つだが、野線は省略した〕

アイヌ

放火

犯行ノ情状重キモノハ之ヲ死罪（女子ハ死罪ニ行ハス）ニ行フ事アルモ概ネ倍償ノ罪ニ處ス若シ犯人及親屬無財産ニテ倍償スル事能ハズシテ犯人ハ真ニ犯行ヲ悔ヒ被害者ニ謝罪スル時ハ加害者ノ老年ニ至ル迄被害者ハ之ヲ使役スル事アリ

〃

失火

失火ニシテ他人ノ財産ヲ焼燬スル時ハ前記後斷ニ同ジ

〃

姦通

有夫ノ婦ニシテ他人ト姦通シ本夫ニニ現場ヲ認メラレタル時ハ其場ニ於テ姦夫、姦婦ヲ殺害スルモ罪トナラス其生殺ノ權ハ本夫ニアリ又初犯ハ軽キ倍償ノ罪ニ處ス再三ノ犯行アル時ハ重キ倍償ノ罪ニ處ス若シ犯人無財産ナル時ハ親屬ヨリ之ヲ徵収ス

又姦夫無妻ナル時ハ倍償セシメタル上姦婦ヲ姦夫ニ与フル事アリ

〃

殺人

<sup>48</sup> poroni。「ホロニ 棺 屋形にして彫刻せしもの」【研究資料】。「長者の棺 ポロ・ニ poro·ni」【住居・民具】。

<sup>49</sup> 「トイキクンベ 棺 屋形に非ず彫刻せざるもの」【研究資料】。

<sup>50</sup> asni。「アツスニ 塔婆 トド松にて多く作る」【研究資料】。「墓標 アシニ as·ni」【住居・民具】。

情ノ重キ者ニ対シテハ一先加害者ニ真切（マキリ<sup>51</sup>）ヲ与ヘ自殺ヲ勧メ若シ自殺スルコト能ハサル時ハ多人數ニテ加害者ヲ縛シ真切ニテ両手十本ノ指ヲ裂キ釘ニテ両眼球ヲ突キ刺シ之ヲ棺ニ俯伏セシメ其上ニ被害者ヲ仰臥セシメテ埋葬ス

尤被害者惡性ニシテ平素部落ノ指弾ヲ受ケタルモノナル時ハ情状ヲ酌<sup>52</sup>シテ「アシンベ」ヲ科ス

//

過失殺傷

重ナル宝物ニテ「アシンベ」ニ処ス

ギリヤーク

//

過〔ツ」と加筆あり〕テ人ノ妻ヲ殺害セシ時ハ加害者ノ妻又ハ娘ニ馴鹿其他ノ宝物ヲ添ヘ倍償ス  
オロチヨン

//

「ギリヤーク」ニ同シ

アイヌ

傷害

軽キ障害ハ加害者ヨリ謝罪スルカ又ハ仲裁シテ和解セシムルモ重キ傷害ハ「アシジベ」ヲ為ス

//

窃盜

窃盜「エスカアン<sup>53</sup>」

初犯ハ人差指「イケモンペ<sup>54</sup>」再犯以上ハ示指「ルエモンペ<sup>55</sup>」中指「ターネモンペ<sup>56</sup>」小指「ハツカモンペ<sup>57</sup>」ト犯行ヲ重ヌルニ從ヒ漸次切断ス無名指「ヨートタモンペ<sup>58</sup>」ハ切断セス

元来右手ノ指ヲ切断スル旧慣ナルモ稼クニ不□〔訂正され判読不可〕自由ナルヘシトノ情□心ヨリ左手ノ指ヲ切断セルモノナリ

<sup>51</sup> makiri。「小刀 マキリ makiri」【住居・民具】。

<sup>52</sup> 判読は可能だがワープロでは表せなかつた。「酉」+「ヰ」で、斟の俗字「酔」と関係あるか。

<sup>53</sup> iska=an 「盗む・私(たち)」か。「樺太」：盗む。：'iska」【方言辞典】。

<sup>54</sup> ikemmonpeh。〔§820. ひとさしゆび (4) i-kem-mompex (ch-i) [i(ものを)+kem(なめる)+mompex(ゆび)] 《シラウラ》」【人間篇】。

<sup>55</sup> ruwemonpeh。〔§819. おやゆび (8) ruwe-mompex (ch-i) [太い・指] 《シラウラ》」【人間篇】。

<sup>56</sup> taanemonpeh<tanne-monpeh。「幌別」：中指。： sinnoske'aspeket,-ci ; tanne'aspeket,-ci」【方言辞典】。monpeh も aspeket も指を意味する。

<sup>57</sup> hacikomonpeh。〔§823. こゆび(小指) (6) hachiko-mompex (ch-i) [<小さい・指] 《シラウラ, ウソロ》」【人間篇】。

<sup>58</sup> yootutanumonpeh<iyotutanu-monpeh か。たとえば、「沙流」：次男。：'iyotutanu po,(-ho) 《次の息子》」【方言辞典】の iyotutanu 「次の」と同じ単語だと思われる。

無名指ヲ切断セサル理由ハ古老示指ヨリ漸次五本ノ指ヲ折リテ曰ク一、ネータ<sup>59</sup>（何処デモ）二、バ  
一アンツキ<sup>60</sup>（行ッテ）三、エスカアン（盜ヲスル）四、ヤエキテ<sup>61</sup>（怖イ）五、ピリカ<sup>62</sup>（宜シイ）  
即チ無名指ハ怖イト云フ事ニ当ル故切断セスト云フ

又アイヌハ（今ハ然ラズ）男ハ頭髪ヲ耳朶

迄テ女ハ頸迄テ長クシ居ル習慣ニシテ男ハ常ニ前頭部ノ頭髪ヲ剃ルモ竊盜犯ノ男ニ対シテハ反対ニ  
後頭部ノ頭髪ヲ剃リー見竊盜犯人タル事ヲ明カニセシモノナリ

軽微ノ竊盜犯ニ対シテハ□〔訂正され判読不可〕盜品ヲ返還スルカ又ハ「アシンペ」ニテ落着ス

〃

強盗

竊盜犯ノ例ニ同シ

〃

誘拐

宝物「アシンベ」ニ処ス

〃

詐欺

軽微ノ竊盜犯ノ例ニ同シ

(たむら まさと・北海道開拓記念館)

<sup>59</sup> neeta。「樺太：どこか。：neeta(-ka)《どこかに》」【方言辞典】。

<sup>60</sup> paye=an ciki「行く（複数）・私（たち）・ならば」。

<sup>61</sup> yaykite。「樺太：危ない。：yaykiste(崖)」「宗谷：危ない。：yaykite」【方言辞典】。

<sup>62</sup> pirika<pirka。「樺太：いい。：pirika」【方言辞典】。

## On two types of “Report on the common law of the indigenous people in Sakhalin”

TAMURA Masato

### **Summary:**

The policy for indigenous people promoted by the Government of Karafuto was different from the policy for Hokkaido Ainu, for the indigenous people in Sakhalin (Sakhalin Ainu, Uilta, Nivkh, etc) had no citizenship in Karafuto (southern Sakhalin) under the rule of Japanese Empire. According to laws, fundamentally civil and criminal cases were judged by the common law. Therefore the Government of Karafuto and the court investigated the common law of the indigenous people in Sakhalin and reported in the latter half of 1920's.

